

青森市木材利用促進基本方針

第1 目的

この基本方針は、青森市内の公共建築物の整備において積極的に地元産材の利用を促進するため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき策定された、県の基本方針（平成23年9月21日策定、平成30年3月27日一部改定）「青い森県産材利用推進プラン」に即して、法第9条第1項の規定に基づき必要な事項を定める。

第2 用語の定義

この基本方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「公共建築物」とは、市が事業主体となり整備する建築物をいう。
- (2)「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (3)「木質化」とは、建築物の内装及び外壁等及び工作物に木材を利用することをいう。
- (4)「地元産材」とは、県内で伐採された原木（間伐材を含む。）を材料とし、原則として県内で加工された製材品、集成材等をいう。
集成材にあっては、原材料の50%を超える量が県内で伐採された原木を材料とするものをいう。
- (5)「低層」とは、高さ13m以下かつ軒高9m以下で延べ床面積3,000㎡以下の建築基準法の耐火性能を求めない建築物をいう。
- (6)「木質バイオマス」とは、バイオマス（化石燃料を除く、再生可能な、生物由来の有機性資源）のなかで、木材からなるバイオマスをいう。

第3 公共建築物等における木材の利用の施策に関する基本的事項

- 1 市は、この基本方針に基づく木材利用の促進のため、生産者及び関

係団体・関係者の協力を得ながら各施策を通じ、林業の生産性の向上に努め森林の適切な整備に努める。

- 2 公共建築物に地元産材を率先して利用することにより、木の持つ暖かさや特性、利用効果などを広く市民に提供することができる。

このことは、一般住宅や建築物以外の工作物等としての木材の利用拡大への波及効果など、市の森林の保全整備、林業の再生及び地域経済の活性化が期待される。

第4 地元産材の利用を促進すべき公共建築物等

- 1 木造化を促進する公共建築物は別表1のとおりとする。
- 2 木質化を促進する箇所は別表2のとおりとする。
- 3 木造化を促進する対象としない公共建築物

災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵もしくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

第5 公共建築物等における地元産材の利用の目標

- 1 公共建築物の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、低層の公共建築物及びこれに付属する工作物において、積極的に木造化及び木質化を促進するものとする。
 - (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。
 - (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。
 - (3) その他、木造化することが困難な理由があるもの。
- 2 公共建築物の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、

可能な限り木造化及び木質化を促進する。

- 3 木造化及び木質化の実施にあたっては、地元産材の使用に努める。
- 4 公共建築物における備品及び消耗品は、地元産材を用いた製品の使用に努める。
- 5 公共建築物において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。
- 6 建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、**建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）**により、3 階建ての木造の学校や延べ面積 3,000 平方メートルを超える木造建築物等について、一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での建築が可能となったことから、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。
- 7 木材の需要拡大のため、L V L（単板積層材）、C L T（直交集成板）及び木質耐火部材等の新たな木質部材の活用も検討する。

第 6 その他地元産木材の利用の促進に関し必要な事項

- 1 木材の利用にあたり、設計上の工夫や効率的な木材の調達等により、建設コスト及び維持管理コストの低減に努める。

また、木造の建築物の整備の検討にあたっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数が、木造建築物は非木造建築物に比べて短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する。
- 2 備品や消耗品については、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断する。

- 3 必要に応じて、青森市地元産材利用推進庁内連絡会議を設置し、公共建築物における地元産材の需要拡大への取組を進めるものとする。

附則

この基本方針は、平成24年12月14日から施行する。

附則

この基本方針は、平成31年3月29日から施行する。

別表1 木造化を促進する公共建築物

- | | |
|---|------------------|
| 1 | 社会教育・体育施設（体育館など） |
| 2 | 保健・衛生施設（診療所など） |
| 3 | 社会福祉施設（児童福祉施設など） |
| 4 | 教育・研修施設（学校など） |
| 5 | 行政施設（庁舎など） |
| 6 | 住宅施設（公営住宅など） |
| 7 | その他（多目的集会施設など） |

別表2 木質化を促進する箇所

- | | |
|---|-------------|
| 1 | 公共建築物の内装など |
| 2 | 家具・備品・調度品など |